

所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改 正 案

現

行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第四条)

第二章 納税義務(第五条・第六条)

第三章 課税所得の範囲(第七条―第十一条)

第四章 所得の帰属に関する通則(第十二条―第十四条)

第五章 納税地(第十五条―二十条)

第二編 居住者の納税義務

第一章 通則(第二十一条)

第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第一節 課税標準(第二十二条)

第二節 各種所得の金額の計算

第一款 所得の種類及び各種所得の金額(第二十三条―第三十五条)

第二款 所得金額の計算の通則(第三十六条―第三十八条)

第三款 収入金額の計算(第三十九条―第四十四条)

第四款 必要経費等の計算

第一目 家事関連費、租税公課等(第四十五条・第四十六条)

第二目 資産の評価及び償却費(第四十七条―第五十条)

第三目 資産損失(第五十一条)

第四目 引当金(第五十二条―第五十五条)

第五目 親族が事業から受ける対価(第五十六条・第五十七条)

第六目 給与所得者の特定支出(第五十七条の二)

第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例(第五十八条―第六十二条)

第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例(第六十三条・第六十四条)

条)

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第五款 同上

第六款 同上

第七款	収入及び費用の帰属の時期の特例(第六十五条―第六十七条)
第八款	各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)
第三節	損益通算及び損失の繰越控除(第六十九条―第七十一条)
第四節	所得控除(第七十二条―第七十八条)
第三章	税額の計算
第一節	税率(第八十九条―第九十一条)
第二節	税額控除(第九十二条―第九十五条)
第四章	税額の計算の特例(第九十六条―第一百零三条)
第五章	申告、納付及び還付
第一節	予定納税
第一款	予定納税(第一百四条―第一百零六条)
第二款	特別農業所得者の予定納税の特例(第一百七条―第一百零九条)
第三款	予定納税額の減額(第一百一十一条―第一百四条)
第四款	予定納税額の納付及び徴収に関する特例(第一百五十五条―第一百九十九条)
第二節	確定申告並びにこれに伴う納付及び還付
第一款	確定申告(第二百十条―第二百二十三条)
第二款	死亡又は出国の場合の確定申告(第二百二十四条―第二百二十七条)
第三款	納付(第二百二十八条―第二百三十条)
第四款	延納(第二百三十一条―第二百三十七条)
第五款	還付(第二百三十八条―第二百四十二条)
第三節	青色申告(第二百四十三条―第二百五十一条)
第六章	更正の請求の特例(第二百五十二条・第二百五十三条)
第七章	更正及び決定(第二百五十四条―第一百六十条)
第三編	非居住者及び法人の納税義務
第一章	国内源泉所得(第一百六十一条―第一百六十三条)
第二章	非居住者の納税義務
第一節	通則(第一百六十四条)
第二節	非居住者に対する所得税の総合課税
第一款	課税標準、税額等の計算(第一百六十五条)
第二款	申告、納付及び還付(第一百六十六条)
第三款	更正の請求の特例(第一百六十七条)
第四款	更正及び決定(第一百六十八条)

第七款	同上
第八款	同上
第三節	同上
第四節	同上
第三章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第四章	同上
第五章	同上
第一節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第二節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上
第三節	同上
第六章	同上
第七章	同上
第三編	同上
第一章	同上
第二章	同上
第一節	同上
第二節	同上
第一款	同上
第二款	同上
第三款	同上
第四款	同上

第三節 非居住者に対する所得税の分離課税（第六十九条―第七十三条）
第三章 法人の納税義務

第一節 内国法人の納税義務（第七十四条―第七十七条）

第二節 外国法人の納税義務（第七十八条―第八十条の二）

第四編 源泉徴収

第一章 利子所得及び配当所得に係る源泉徴収（第八十一条・第八十二条）

第二章 給与所得に係る源泉徴収

第一節 源泉徴収義務及び徴収税額（第八十三条―第八十九条）

第二節 年末調整（第九十条―第九十三条）

第三節 給与所得者の源泉徴収に関する申告（第九十四条―第九十八条）

第三章 退職所得に係る源泉徴収（第九十九条―第一百零三条）

第三章の二 公的年金等に係る源泉徴収（第一百三十二条―第一百三十三条の六）

第四章 報酬、料金等に係る源泉徴収

第一節 報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収（第一百四十四条―第二百六条）

第二節 生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収（第二百七条―第二百九条）

第三節 定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収（第二百九条の二・第二百九条の三）

第四節 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収（第二百十条・第二十一条）

第五章 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収（第二百十二条―第二百十五条）

第六章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例（第二百十六条―第二百十九条）

第七章 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十条―第二百二十三条）

第五編 雑則

第一章 支払調書の提出等の義務（第二百二十四条―第二百三十一条）

第二章 その他の雑則（第二百三十一条の二―第二百三十七条）

第六編 罰則（第二百三十八条―第二百四十四条）

附則

（定義）

第三節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三章 同上

第四章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三章 同上

第三章の二 同上

第四章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第五章 同上

第六章 同上

第七章 同上

第五編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第六編 同上

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 二十九 省略

三十 寡婦 次に掲げる者をいう。

イ 省略

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二條（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であるもの

三十一 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、合計所得金額が五百万円以下であるものをいう。

三十二 四十八 省略

2・3 省略

（雑所得）

第三十五条 省略

2・3 省略

4 第二項に規定する公的年金等控除額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円とする。

一 五十万円

二 省略

第二条 同上

一 二十九 同上

三十 老年人 年齢六十五歳以上の者で、第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二條（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が千万円以下であるものをいう。

三十一 寡婦 次に掲げる者で老年人に該当しないものをいう。

イ 同上

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、合計所得金額が五百万円以下であるもの

三十一の二 寡夫 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、合計所得金額が五百万円以下であるものであつて、老年人に該当しないものをいう。

三十二 四十八 同上

2・3 同上

（雑所得）

第三十五条 同上

2・3 同上

4 第二項に規定する公的年金等控除額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が百四十万円（その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、七十万円）に満たないときは、百四十万円（その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、七十万円）とする。

一 百万円（その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、五十万円）

二 同上

5 前項の場合において、同項に規定する居住者の年齢が六十五歳未満であるかど

第八十条 削除

(扶養親族等の判定の時期等)

第八十五条 第七十九条第一項(障害者控除)、第八十一条(寡婦(寡夫)控除)又は第八十二条(勤労学生控除)の場合において、居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日(その者がその年の中途において死亡し又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時。以下この条において同じ。)の現況による。ただし、その居住者の親族(扶養親族を除く。以下この項において同じ。)がその当時に死亡している場合におけるその親族がその居住者の第二十一条第一項第三十号イ又は第三十一号(定義)に規定する政令で定める親族に該当するかどうかの判定は、当該死亡の時の現況による。

254 省略

(所得控除の順序)

第八十七条 雑損控除と医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除又は基礎控除とを行う場合には、まず雑損控除を行うものとする。

2 省略

(配当控除)

第九十二条 居住者が利益の配当(商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)又は資産の流動化に関する法律第百二条第一項(中間配当)に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)、剰余金の分配、証券投資信託若しくは特定投資信託(法人税法第

うかの判定は、その年十二月三十一日(その者が年の中途において死亡し又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時)の年齢による。

(老年者控除)

第八十条 居住者が老年者である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から五十万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、老年者控除という。

(扶養親族等の判定の時期等)

第八十五条 第七十九条第一項(障害者控除)又は第八十条から第八十二条まで(老年者控除等)の場合において、居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日(その者がその年の中途において死亡し又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時。以下この条において同じ。)の現況による。ただし、その居住者の親族(扶養親族を除く。以下この項において同じ。)がその当時に死亡している場合におけるその親族がその居住者の第二十一条第一項第三十一号イ又は第三十一号(定義)に規定する政令で定める親族に該当するかどうかの判定は、当該死亡の時の現況による。

254 同上

(所得控除の順序)

第八十七条 雑損控除と医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寄付金控除、障害者控除、老年者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除又は基礎控除とを行う場合には、まず雑損控除を行うものとする。

2 同上

(配当控除)

第九十二条 居住者が利益の配当(商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)又は資産の流動化に関する法律第百二条第一項(中間配当)に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)、剰余金の分配、証券投資信託若しくは特定投資信託(法人税法第

()の収益の分配(第九条第一項第十一号(元本の払戻しに係る収益の分配の非課税)に掲げるものを含まない。以下この条において同じ。)又は特定目的信託の収益の分配に係る配当所得(外国法人から受けるこれらの金額に係るもの(外国法人の国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託された証券投資信託若しくは特定投資信託の収益の分配又は特定目的信託の収益の分配に係るものを除く。)を除く。以下この条において同じ。)を有する場合には、その居住者のその年分の所得税額(前節(税率)の規定による所得税の額をいう。以下この条において同じ。)から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 三 省 略

2・3 省 略

(確定所得申告を要しない場合)

第二百二十一条 その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受けるべき第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下この項において「給与等」という。)の金額が二千万円以下であるものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額及び課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。ただし、不動産その他の資産をその給与所得に係る給与等の支払者の事業の用に供することによりその対価の支払を受ける場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

一 省 略

二 二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第八十三条又は第九十条の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、イ又はロに該当するとき。

イ 省 略

ロ イに該当する場合を除き、その年分の給与所得に係る給与等の金額が百五十万円と社会保険料控除の額、小規模企業共済等掛金控除の額、生命保険料控除の額、損害保険料控除の額、障害者控除の額、寡婦(寡夫)控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額及び扶養控除の額との合計額以下で、かつ、その年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額が二十万円以下であるとき。

2 省 略

()の収益の分配(第九条第一項第十一号(元本の払戻しに係る収益の分配の非課税)に掲げるものを含まない。以下この条において同じ。)又は特定目的信託の収益の分配に係る配当所得(外国法人から受けるこれらの金額に係るものを除く。以下この条において同じ。)を有する場合には、その居住者のその年分の所得税額(前節(税率)の規定による所得税の額をいう。以下この条において同じ。)から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 三 同 上

2・3 同 上

(確定所得申告を要しない場合)

第二百二十一条 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ イに該当する場合を除き、その年分の給与所得に係る給与等の金額が百五十万円と社会保険料控除の額、小規模企業共済等掛金控除の額、生命保険料控除の額、損害保険料控除の額、障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦(寡夫)控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額及び扶養控除の額との合計額以下で、かつ、その年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額が二十万円以下であるとき。

2 同 上

(国内源泉所得)

第六十一条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 三 省 略

四 第二十三条第一項(利子所得)に規定する利子等のうち次に掲げるもの

イ 省 略

ロ 国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この編において「営業所」という。)に預け入れられた預貯金の利子

ハ 省 略

五 第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等のうち次に掲げるもの

イ 内国法人から受ける利益の配当、剰余金の分配(出資に係るものに限る。)

(又は基金利息(保険業法第五十五条第一項(基金利息の支払等の制限)に規定する基金利息をいう。))

ロ 国内にある営業所に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)(又は特定目的信託の収益の分配)

六 十二 省 略

(総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)

第六十五条 前条第一項各号に掲げる非居住者の当該各号に掲げる国内源泉所得について課する所得税(以下この節において「総合課税に係る所得税」という。)

(の課税標準及び所得税の額は、当該各号に掲げる国内源泉所得について、政令で定めるところにより、前編第一章から第四章まで(居住者に係る所得税の課税標準、税額等の計算)(第七十三条から第七十七条まで(医療費控除等)、第七

十九条(障害者控除)、第八十一条から第八十五条まで(寡婦(寡夫)控除等)及び第九十五条(外国税額控除)を除く。)の規定に準じて計算した金額とする。

(分離課税に係る所得税の課税標準)

第六十九條 第六十四條第二項各号(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者の当該各号に定める国内源泉所得については、他の所得と区分して所得税を課するものとし、その所得税の課税標準は、その支払を受けるべき当該国内源泉所得の金額(次の各号に掲げる国内源泉所得については、当該各号に定める金額)とする。

一・二 省 略

(国内源泉所得)

第六十一条 同上

一 三 同 上

四 同 上

イ 同 上

ロ 国内にある営業所(事務所その他これらに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)(に預け入れられた預貯金の利子

ハ 同 上

五 内国法人から受ける第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等

六 十二 同 上

(総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算)

第六十五條 前条第一項各号に掲げる非居住者の当該各号に掲げる国内源泉所得について課する所得税(以下この節において「総合課税に係る所得税」という。)

(の課税標準及び所得税の額は、当該各号に掲げる国内源泉所得について、政令で定めるところにより、前編第一章から第四章まで(居住者に係る所得税の課税標準、税額等の計算)(第七十三条から第七十七条まで(医療費控除等)、第七

十九条から第八十五条まで(障害者控除等)及び第九十五条(外国税額控除)を除く。)の規定に準じて計算した金額とする。

(分離課税に係る所得税の課税標準)

第六十九條 同 上

一・二 同 上

三 第六十一条第八号ロに掲げる年金 その支払を受けるべき年金の額から六万円にその支払を受けるべき年金の額に係る月数を乗じて計算した金額を控除した金額

四・五 省略

(国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)
第八十条 第七条第一項第五号(外国法人の課税所得の範囲)及び前二条の規定は、次の各号に掲げる法人で政令で定める要件を備えているものうち当該各号に定める国内源泉所得の支払を受けるものが、政令で定めるところにより、当該支払を受けるものが当該要件を備えていること及びその支払を受けることとなる国内源泉所得が当該各号に定める国内源泉所得に該当することにつきその法人税の納税地の所轄税務署長(以下この条において「所轄税務署長」という。)の証明書の交付を受け、その証明書を当該国内源泉所得の支払をする者に提示した場合には、その証明書が効力を有している間に支払を受ける当該国内源泉所得については、適用しない。

一 法人税法第四十一条第一号(国内に恒久的施設を有する外国法人)に掲げる外国法人に該当する法人 第六十一条第一号の二から第三号まで、第六号、第七号、第九号又は第十号(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得(同条第一号の二に規定する対価にあつては、第十三条第一項ただし書(信託財産に係る収入及び支出の帰属)に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに限る。)

二 法人税法第四十一条第二号に掲げる外国法人に該当する法人 前号に定める国内源泉所得のうち、その法人が国内において行なう同条第二号に規定する建設作業等に係る事業に帰せられるもの

三 法人税法第四十一条第三号に掲げる外国法人に該当する法人 第一号に定める国内源泉所得のうち、その法人が国内において同条第三号に規定する代理人等を通じて行なう事業に帰せられるもの

2 前項各号に掲げる法人で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する外国法人に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた日以後遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に届け出るとともに、その証明書の提示先¹にその旨を通知しなければならない。

3 所轄税務署長は、第一項各号に掲げる法人で同項に規定する証明書の交付を受

三 第六十一条第八号ロに掲げる年金 その支払を受けるべき年金の額から十二万円(その非居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六万円)にその支払を受けるべき年金の額に係る月数を乗じて計算した金額を控除した金額

四・五 同上

(国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)
第八十条 第七条第一項第五号(外国法人の課税所得の範囲)及び前二条の規定は、次の各号に掲げる法人で政令で定める要件を備えているものうち当該各号に掲げる国内源泉所得の支払を受けるものが、政令で定めるところにより当該要件を備えていること及びその支払を受ける国内源泉所得が当該各号に掲げる国内源泉所得に該当することにつきその法人税の納税地の所轄税務署長(以下この条において「所轄税務署長」という。)の証明書の交付を受け、その証明書を当該国内源泉所得の支払をする者に提出した場合には、その証明書が効力を有している間に支払を受ける当該国内源泉所得については、適用しない。

一 法人税法第四十一条第一号(国内に恒久的施設を有する外国法人)に掲げる外国法人に該当する法人 第六十一条第二号、第三号、第六号、第七号、第九号又は第十号(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得

二 法人税法第四十一条第二号に掲げる外国法人に該当する法人 前号に掲げる国内源泉所得のうち、その法人が国内において行なう同条第二号に規定する建設作業等に係る事業に帰せられるもの

三 法人税法第四十一条第三号に掲げる外国法人に該当する法人 第一号に掲げる国内源泉所得のうち、その法人が国内において同条第三号に規定する代理人等を通じて行なう事業に帰せられるもの

2 前項各号に掲げる法人で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する外国法人に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた日以後遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に届け出るとともに、その証明書の提出先¹にその旨を通知しなければならない。

3 第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する外国法人に該当しないこととなつたと認める場合には、当該証明書の交付を受けたものに対し、書面によりその旨を通知するものとする。

4 前項の場合において、同項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日以後遅滞なく、第一項に規定する証明書の提示先に当該通知を受けた旨を通知しなければならない。

5 所轄税務署長は、第二項の規定による届出があつた場合又は第三項の規定により通知をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該届出をした者又は当該通知を受けた者の名称その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。

6 第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。
一 当該証明書につき所轄税務署長が定めた有効期限を経過したとき。
二 前項の規定による公示があつたとき。

(信託財産に係る利子等の課税の特例)

第八十條の二 第七條第一項第五号(外国法人の課税所得の範囲)、第七十八條(外国法人に係る所得税の課税標準)及び第七十九條(外国法人に係る所得税の税率)の規定は、外国法人である信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一條第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において同じ。)が、第七十六條第一項各号(信託財産に係る利子等の課税の特例)に掲げる信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に属する公社債等(同項に規定する公社債等をいう。以下この項において同じ。)につき第六十一條第四号(同号を除く。)又は第五号(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

2 外国法人である信託会社がその引き受けた合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託(第七十六條第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託をいう。以下この条において同じ。)で国内にある営業所に信託されたものの信託財産

一 所轄税務署長が当該証明書につき有効期限を定めた場合において、その有効期限を経過したとき。

二 前項の規定による通知があつたとき。

三 所轄税務署長において、当該証明書の交付を受けた第一項各号に掲げる法人が、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する外国法人に該当しないこととなつたと認めて、当該証明書の提出を受けている者にその旨を通知したとき。

について納付した所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で同項に規定する政令で定めるものを含む。次項において同じ。）の額は、政令で定めるところにより、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する。

3 前項の規定により控除すべき合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の信託財産について納付した所得税の額は、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。

（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）

第八十七条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、当該申告書にその者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるもの（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたものである場合には、これらの一に該当することに扶養親族が一人あると記載されているものとし、当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族のうち障害者がある旨の記載があるものである場合には、その障害者一人につき他に一人の扶養親族が記載されているものとして、第八十五条第一項第一号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）並びに前条第一項第一号及び第二項第一号の規定を適用する。

（年末調整）

第九十条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、第一号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が二十万円以下であるものに対し、その提出の際に經由した給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする場合（その居住者がその後その年十二月三十一日までの間に当該支払者以外の者に当該申告書を提出すると見込まれる場合を除く。）において、第一号に掲げる所得税の額の合計額がその年最後に給与等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収してその徴収の日の属する月の翌月十日までに国に納付しなければならない。

一 省略

（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）

第八十七条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、当該申告書にその者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるもの（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたものである場合には、これらの一に該当することに扶養親族が一人あると記載されているものとし、当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族のうち障害者がある旨の記載があるものである場合には、その障害者一人につき他に一人の扶養親族が記載されているものとして、第八十五条第一項第一号（賞与以外の給与等に係る徴収税額）並びに前条第一項第一号及び第二項第一号の規定を適用する。

（年末調整）

第九十条 同上

一 同上

二 別表第五により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を課税総所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

イ・ロ 省 略

ハ 当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された特別障害者又はその他の障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無、扶養親族の数その他の事項に応じ第七十九条（障害者控除）、第八十一条から第八十三条まで（寡婦（寡夫）控除等）及び第八十四条（扶養控除）の規定に準じて計算した障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額に相当する金額

ニ・ホ 省 略

（給与所得者の扶養控除等申告書）

第九十四条 国内において給与等の支払を受ける居住者は、その給与等の支払者（その支払者が二以上ある場合には、主たる給与等の支払者）から毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。以下この節において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 省 略

二 その居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

三 七 省 略

二 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された特別障害者又はその他の障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無、扶養親族の数その他の事項に応じ第七十九条から第八十三条まで（障害者控除等）及び第八十四条（扶養控除）の規定に準じて計算した障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額に相当する金額

ニ・ホ 同 上

（給与所得者の扶養控除等申告書）

第九十四条 同 上

一 同 上

二 その居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

三 七 同 上

254 省略

(従たる給与についての扶養控除等申告書)

第九十五条 国内において二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける居住者は、主たる給与等の支払者から支払を受けるその年中の給与等の金額の見積額につき第二十八条第二項(給与所得の金額)及び第八十八条(給与等から控除される社会保険料等がある場合の徴収税額の計算)の規定に準じて計算した金額として政令で定めるところにより計算した金額が障害者控除の額、寡婦(寡夫)控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額に満たないと見込まれる場合には、その年において、次に掲げる事項を記載した申告書を、主たる給与等の支払者以外の給与等の支払者(以下この条において「従たる給与等の支払者」という。)を経由して、当該従たる給与等の支払者から支払を受ける給与等に係る所得税の第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長に提出することができる。

一四 省略

254 省略

(徴収税額)

第二十三条の三 前条の規定により徴収すべき所得税の額は、公的年金等の金額から、次の各号に掲げる公的年金等の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

- 一 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した公的年金等の支払者が支払う公的年金等(次号に掲げるものを除く。) 次に掲げる金額の合計額に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額

イ 当該公的年金等の月割額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額に六万五千円を加算した金額と九万円とのいずれか多い金額

省略

254 同上

(従たる給与についての扶養控除等申告書)

第九十五条 国内において二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける居住者は、主たる給与等の支払者から支払を受けるその年中の給与等の金額の見積額につき第二十八条第二項(給与所得の金額)及び第八十八条(給与等から控除される社会保険料等がある場合の徴収税額の計算)の規定に準じて計算した金額として政令で定めるところにより計算した金額が障害者控除の額、寡婦(寡夫)控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額に満たないと見込まれる場合には、その年において、次に掲げる事項を記載した申告書を、主たる給与等の支払者以外の給与等の支払者(以下この条において「従たる給与等の支払者」という。)を経由して、当該従たる給与等の支払者から支払を受ける給与等に係る所得税の第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長に提出することができる。

一四 同上

254 同上

(徴収税額)

第二十三条の三 同上

- 一同上

イ 当該公的年金等の月割額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額に十万円(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六万五千円)を加算した金額と十五万円(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、九万円)とのいずれか多い金額

ロ 当該申告書に当該公的年金等の受給者が老年者である旨の記載がある場合には、四万円

ハ 同上

ハ 当該申告書に控除対象配偶者がある旨の記載がある場合には、三万二千五百円（当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である旨の記載がある場合には、四万円）

ニ 省略
ホ 省略

二・三 省略

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）

第二百三条の五 国内において公的年金等（第三十五条第三項第三号（公的年金等の定義）に掲げる年金その他政令で定めるものを除く。）の支払を受ける居住者は、その公的年金等の支払者から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等の支払者を經由して、その公的年金等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 省略

ニ その居住者が特別障害者又はその他の障害者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

三 省略

三 省略

2 4 省略

（源泉徴収等を要しない公的年金等）

第二百三条の六 居住者が前条第一項に規定する公的年金等（政令で定めるものを除く。）の支払を受ける場合において、その年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において当該公的年金等の区分に応じ政令で定める金額に満たないときは、当該公的年金等については、第二百三条の二（源泉徴収義務）の規定による所得税の徴収及び納付並びに前条第一項の規定による公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出は、要しないものとする。

（源泉徴収義務）

第二百十二条 非居住者に対し国内において第六十一条第一号の二から第十二号

ニ 当該申告書に控除対象配偶者がある旨の記載がある場合には、六万五千円（当該控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である旨の記載がある場合には、七万二千五百円）

ホ 同上
ハ 同上

二・三 同上

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）

第二百三条の五 同上

一 同上

ニ その居住者が特別障害者若しくはその他の障害者又は老年者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

三 同上

三 同上

2 4 同上

（源泉徴収等を要しない公的年金等）

第二百三条の六 居住者が前条第一項に規定する公的年金等の支払を受ける場合において、その年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において当該公的年金等の区分に応じ政令で定める金額に満たないときは、当該公的年金等については、第二百三条の二（源泉徴収義務）の規定による所得税の徴収及び納付並びに前条第一項の規定による公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出は、要しないものとする。

（源泉徴収義務）

第二百十二条 非居住者に対し国内において第六十一条第一号の二から第十二号

まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の支払をする者又は外国法人に対し国内において同条第一号の二から第七号まで若しくは第九号から第十二号までに掲げる国内源泉所得（第八十号第一項（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）又は第八十号の二第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定に該当するものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、これらの国内源泉所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2 4 省 略

（徴収税額）

第二百十三条 前条第一項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 前条第一項に規定する国内源泉所得（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
 - （ ） その金額（次に掲げる国内源泉所得については、それぞれ次に定める金額）に百分の二十の税率を乗じて計算した金額
 - イ 第六十一条第八号ロ（国内源泉所得）に掲げる年金 その支払われる年金の額から六万円にその支払われる年金の額に係る月数を乗じて計算した金額を控除した残額

ロ・ハ 省 略

二・三 省 略

2 省 略

（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）

第二百十四条 次の各号に掲げる者で政令で定める要件を備えているものうち当該各号に定める国内源泉所得の支払を受けるものが、政令で定めるところにより、当該支払を受けるものが当該要件を備えていること及びその支払を受けることとなる国内源泉所得が当該各号に定める国内源泉所得に該当することにつき納税地の所轄税務署長の証明書の交付を受け、その証明書を当該国内源泉所得の支払をする者に提示した場合には、その支払をする者は、その証明書を効力を有している間にその証明書を提示した者に対して支払う当該国内源泉所得については、第二百十二条第一項（源泉徴収義務）の規定にかかわらず、所得税を徴収して納

まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の支払をする者又は外国法人に対し国内において同条第一号の二から第七号まで若しくは第九号から第十二号までに掲げる国内源泉所得（第八十号第一項（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）の規定に該当するものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、これらの国内源泉所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2 4 同 上

（徴収税額）

第二百十三条 同 上

一 同 上

- イ 第六十一条第八号ロ（国内源泉所得）に掲げる年金 その支払われる年金の額から十二万円（その支払を受ける非居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六万円）にその支払われる年金の額に係る月数を乗じて計算した金額を控除した残額

ロ・ハ 同 上

二・三 同 上

2 同 上

（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）

第二百十四条 次の各号に掲げる者で政令で定める要件を備えているものうち当該各号に掲げる国内源泉所得の支払を受けるものが、政令で定めるところにより、当該要件を備えていること及びその支払を受ける国内源泉所得が当該各号に掲げる国内源泉所得に該当することにつき納税地の所轄税務署長の証明書の交付を受け、その証明書を当該国内源泉所得の支払をする者に提示した場合には、その支払をする者は、その証明書を効力を有している間にその証明書を提示した者に対して支払う当該国内源泉所得については、第二百十二条第一項（源泉徴収義務）の規定にかかわらず、所得税を徴収して納付することを要しない。

付することを要しない。

一 省 略

二 第六十四条第一項第二号に掲げる非居住者に該当する者 前号に定める国内源泉所得のうち、その者が国内において行なう同項第二号に規定する建設作業等に係る事業に帰せられるもの

三 第六十四条第一項第三号に掲げる非居住者に該当する者 第一号に定める国内源泉所得のうち、その者が国内において同項第三号に規定する代理人等を通じて行なう事業に帰せられるもの

2 前項各号に掲げる者で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する非居住者に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた日以後遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を納税地の所轄税務署長に届け出るとともに、その証明書の提示先にその旨を通知しなければならない。

3 納税地の所轄税務署長は、第一項各号に掲げる者で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する非居住者に該当しないこととなつたと認める場合には、当該証明書の交付を受けたものに対し、書面によりその旨を通知するものとする。

4 前項の場合において、同項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日以後遅滞なく、第一項に規定する証明書の提示先に当該通知を受けた旨を通知しなければならない。

5 納税地の所轄税務署長は、第二項の規定による届出があつた場合又は第三項の規定により通知をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該届出をした者又は当該通知を受けた者の氏名その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。

6 第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

- 一 当該証明書につき納税地の所轄税務署長が定めた有効期限を経過したとき。
- 二 前項の規定による公示があつたとき。

(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)

一 同 上

二 第六十四条第一項第二号に掲げる非居住者に該当する者 前号に掲げる国内源泉所得のうち、その者が国内において行なう同項第二号に規定する建設作業等に係る事業に帰せられるもの

三 第六十四条第一項第三号に掲げる非居住者に該当する者 第一号に掲げる国内源泉所得のうち、その者が国内において同項第三号に規定する代理人等を通じて行なう事業に帰せられるもの

2 前項各号に掲げる者で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する非居住者に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた日以後遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を納税地の所轄税務署長に届け出るとともに、その証明書の提出先にその旨を通知しなければならない。

3 第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一 納税地の所轄税務署長が当該証明書につき有効期限を定めた場合において、その有効期限を経過したとき。

二 前項の規定による通知があつたとき。

三 納税地の所轄税務署長において、当該証明書の交付を受けた第一項各号に掲げる者が、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する非居住者に該当しないこととなつたものと認めて、当該証明書の提出を受けている者にその旨を通知したとき。

第二百二十四条の四 信託（合同運用信託、投資信託、特定目的信託又は法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託を除く。）の受益権（以下この条において「信託受益権」という。）の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内において次の各号に掲げる者からその信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるときまでに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この条において同じ。）を当該各号に掲げる者（以下この条において「支払者」という。）に告知しなければならぬ。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 その信託受益権の譲渡を受けた法人（次号に掲げる者及びその者を通じてその譲渡を受けたものを除く。）

二 その信託受益権の譲渡を受け、又はその譲渡について売委託を受けた信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第十一项（定義）に規定する信託受益権販売業者（同法第二百五条第二項（信託会社等の信託受益権販売業者を営む場合の準用）（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条第三項（信託業務を営む金融機関の信託受益権販売業者を営む場合の準用）において準用する場合を含む。）の規定により信託受益権販売業者とみなされる者を含む。）

（支払調書及び支払通知書）

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払（第十一号に規定する交付を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若し

（支払調書及び支払通知書）

第二百二十五条 同上

くは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調査のうち無記名の株式の利益の配当又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調査のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調査及び第八号に規定する支払に関する調査のうち第二号に規定する配当等に関するものについては、その支払の確定した日から一月以内）に、税務署長に提出しなければならない。

一〇九 省 略

十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二百二十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等の譲渡の対価の支払をする同条第一項各号に掲げる者

十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二十四條の三第三項に規定する金銭その他の資産の交付をする同項に規定する交付をする者

十二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払をする同条各号に掲げる者

2 省 略

第二百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、第三号の規定に該当する者が同号に規定する所得税について第二百四十条（源泉徴収に係る所得税を納付しない罪）の規定に該当するに至つたときは、同条の例による。

一 省 略

二 第八十条第一項（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）、第二百六条第一項（源泉徴収を要しない報酬又は料金）又は第二百十四條第一項（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）に規定する要件に該当しないのに偽りの申請をしてこれらの規定に規定する証明書の交付を受けた者、第八十条第二項、第二百六条第二項又は第二百十四條第二項の規定による届出又は通知をしなかつた者及び第八十条第四項又は第二百十四條第四項の規定による通知をしなかつた者

一〇九 同 上

十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条第二項に規定する株式等の譲渡の対価の支払をする同条第一項各号に掲げる者

十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条第二項に規定する金銭その他の資産の交付をする同項に規定する交付をする者

2 同 上

第二百四十二条 同 上

一 同 上

二 第八十条第一項（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）、第二百六条第一項（源泉徴収を要しない報酬又は料金）又は第二百十四條第一項（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）に規定する要件に該当しないのに偽りの申請をしてこれらの規定に規定する証明書の交付を受けた者及び第八十条第二項、第二百六条第二項又は第二百十四條第二項の規定による届出又は通知をしなかつた者

三
九
省
略

三
九
同
上

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第三条)

第二章 納税義務者(第四条)

第二章の二 連結納税義務者(第四条の二―第四条の五)

第三章 課税所得等の範囲(第五条―第十条の三)

第四章 所得の帰属に関する通則(第十一条・第十二条)

第五章 事業年度等(第十三条―第十五条の三)

第六章 納税地(第十六条―第二十条)

第二編 内国法人の納税義務

第一章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

第一款 課税標準(第二十一条)

第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則(第二十二条)

第三款 益金の額の計算

第一目 受取配当等(第二十三条・第二十四条)

第二目 資産の評価益(第二十五条)

第三目 還付金等(第二十六条―第二十八条)

第四款 損金の額の計算

第一目 資産の評価及び償却費(第二十九条―第三十二条)

第二目 資産の評価損(第三十三条)

第三目 役員報酬、賞与及び退職給与等(第三十四条―第三十六条の三)

(三)

第四目 寄附金(第三十七条)

第五目 租税公課等(第三十八条―第四十一条)

第六目 圧縮記帳(第四十二条―第五十一条)

第七目 引当金(第五十二条―第五十六条)

第八目 繰越欠損金(第五十七条―第五十九条)

第九目 契約者配当等(第六十条・第六十一条)

第五款 利益の額又は損失の額の計算

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第二章の二 同上

第三章 課税所得等の範囲(第五条―第十条の二)

第四章 同上

第五章 同上

第六章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第七目 同上

第八目 同上

第九目 同上

第五款 同上

- 第一目 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条の二―第六十一条の四）
- 第二目 デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額（第六十一条の五）
- 第三目 ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上時期等（第六十一条の六・第六十一条の七）
- 第四目 外貨建取引の換算等（第六十一条の八―第六十一条の十）
- 第五目 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益（第六十一条の十一・第六十一条の十二）
- 第六目 分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益（第六十一条の十三）
- 第六款 組織再編成に係る所得の金額の計算（第六十二条―第六十二条の七）
- 第七款 収益及び費用の帰属事業年度の特例（第六十三条・第六十四条）
- 第八款 各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）
- 第二節 税額の計算
 - 第一款 税率（第六十六条・第六十七条）
 - 第二款 税額控除（第六十八条―第七十条の二）
 - 第三節 申告、納付及び還付等
 - 第一款 中間申告（第七十一条―第七十三条）
 - 第二款 確定申告（第七十四条―第七十五条の二）
 - 第三款 納付（第七十六条・第七十七条）
 - 第四款 還付（第七十八条―第八十条）
 - 第五款 更正の請求の特例（第八十条の二）
- 第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税
 - 第一節 課税標準及びその計算
 - 第一款 課税標準（第八十一条）
 - 第二款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算（第八十一条の二）
 - 第三款 益金の額又は損金の額の計算
 - 第一目 個別益金額又は個別損金額（第八十一条の三）
 - 第二目 受取配当等（第八十一条の四）
 - 第三目 外国税額（第八十一条の四の二・第八十一条の五）
 - 第四目 寄附金（第八十一条の六）

- 第一目 同上
- 第二目 同上
- 第三目 同上
- 第四目 同上
- 第五目 同上
- 第六目 同上
- 第六款 同上
- 第七款 同上
- 第八款 同上
- 第二節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上
 - 第三節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上
 - 第三款 同上
 - 第四款 同上
 - 第五款 同上
- 第一章の二 同上
 - 第一節 同上
 - 第一款 同上
 - 第二款 同上
 - 第三款 同上
 - 第一目 同上
 - 第二目 同上
 - 第三目 同上
 - 第四目 同上